

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 5月 1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 38 号

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則

新潟市事務委任規則（昭和44年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1のうち2の表第9項第12号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同項第13号中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。